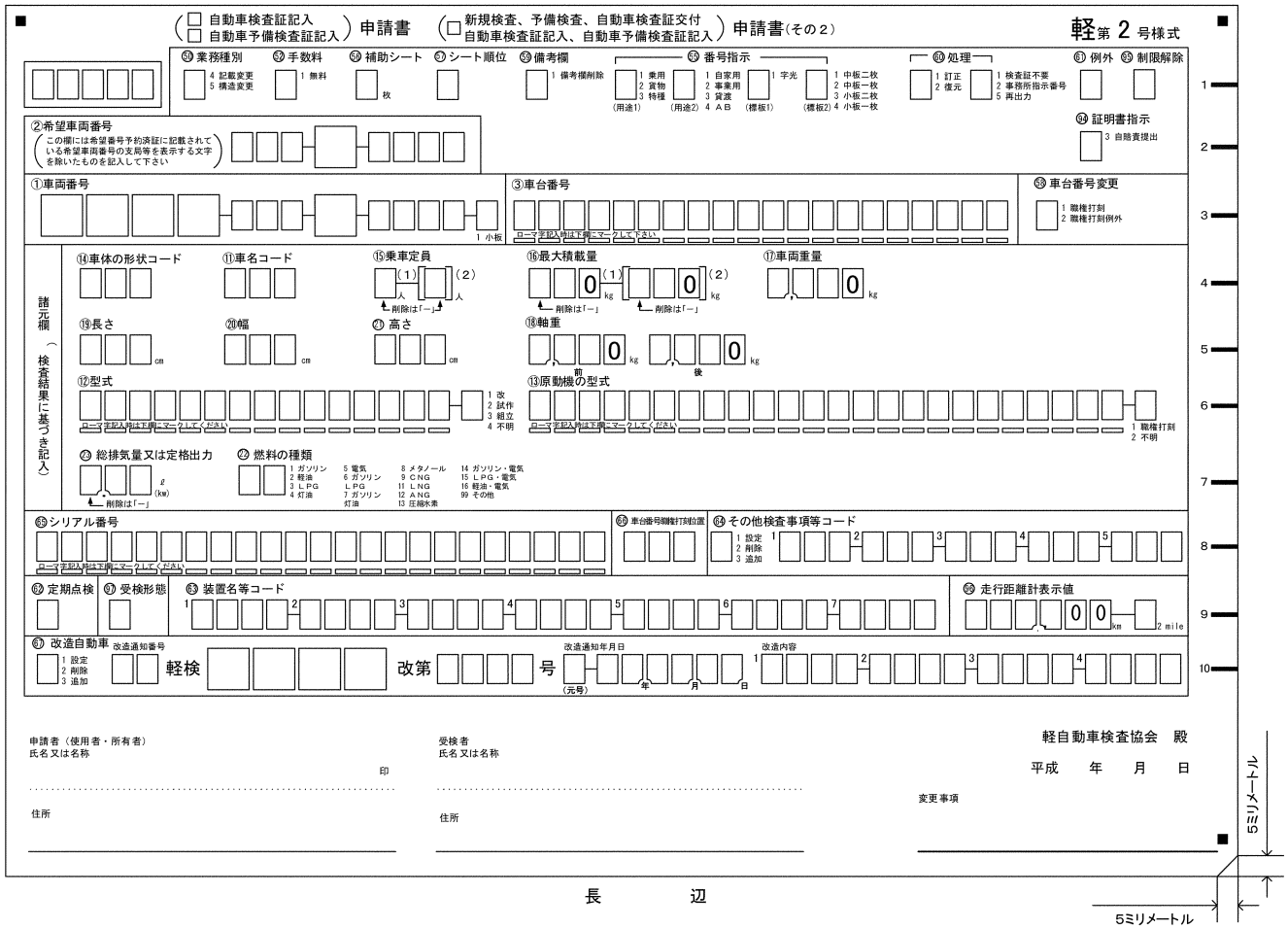
軽第二号様式を次のように改める。

軽第二号様式（新規予備検査申請書／自動車検査証自動車予備検査証記入申請書／自動車検査証交付申請書）（第三条関係）



（日本工業規格A列4番）

備考　使用者及び所有者（自動車予備検査証記入申請を行う場合に限る。）は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第二号様式、第八号様式及び軽第二号様式による申請書は、この省令による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第二号様式、第八号様式及び軽第二号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。